

第1章

総則

第1章 総 則

1 目 的

機械設備工事の施工については、契約図書に定められた形状、寸法、品質、材質、機能等の要求を満足する機械装置・器具・工作物を所定の工期内に安全かつ経済的に設計・製造・据付を行わなければならない。このため、受注者は、その工事に最適な工事施工計画書を作成し、それに基づき工程・品質・出来形・出来高・安全管理に分類される施工管理を行わなければならない。

本施工管理指針は、契約図書に基づいて良質な品質管理を確保するため、「施工手順」、「出来形基準」、「施工チェックリスト」をまとめたものである。

2 本指針と関連基準等

本指針と密接に関連する図書は、設計図書はもちろん、この指針の上位にある次の図書に準拠して施工管理を進める。

- (1) 工事請負共通仕様書 共 通 (大阪市建設局)
- (2) 工事請負共通仕様書 下水道施設機械・電気設備工事編 (大阪市建設局)

3 適 用

この施工管理指針は、大阪市建設局が発注する下水道施設の設備工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等で、この基準によりがたい場合は、監督職員との協議により他の方法によることができる。